河川法(昭和39年法律第167号)第75条第5項の規定に基づき、平成24年1月6日付けで公告したところ、期限内に申し出がないため、河川敷地の不法占用等の是正に係る事務処理要領(平成10年5月7日土木部長通知)第19条第2項第5号の規定により公告要旨を掲示する。

平成24年1月24日

河川監理員 長野県須坂建設事務所長

記

- 1 保管した物件の名称又は種類 コンクリート製品(U字溝)
- 2 保管した物件の形状及び数量 U字溝49個が野ざらしになっていた。
- 3 保管した物件の放置されていた場所 須坂市大字八町字久保山1337-1地先(鮎川河川敷)
- 4 物件の保管を始めた日時 平成24年1月6日
- 5 物件の保管場所 同場所
- 6 返還する際に必要な手続き 当所に連絡をいただきたい。

問い合わせ先 住 所 須坂市大字須坂字中縄手 1699-11 氏 名 長野県須坂建設事務所維持管理課 連絡先 026-245-1671